

## 住民の盛衰からみた阿賀川の河港塩川

千 葉 徳 爾

## 一、目的及び方法

河川湖沼の歴史地理において、港町の研究は数多いと考えられるが、その多くは、集落全体の戸数や人口あるいは船舶数などの増減を指標として、その土地の発達・盛衰をあとづけている。多くの場合はそれによっても一応の見当がつけられ、それには客観的な意義が認められるけれども、逆にいうとそれは第三者から見た見かけ上の繁栄を示すものである。それに対して、たとえばかの柳田国男が問題としたような、明治以来多くの地方住民によって感じられた「郷土を覆う衰微感<sup>1)</sup>」の根原は、これらによっては求められない。つまり、住民の知覚としての、他地資本による侵蝕、商業経営の不振、住民の自由意志の地域行政への反映の不充分さ、などといった部面については、そのよるな人口・戸数などの指標によって表現することが困難である。このような住民の知覚を求めるとともに、住民が歴史的に構成してきた地域社会の組織が、維持されているか崩壊しつつあるかといった視点からとらえ直す必要がある<sup>2)</sup>。

そのためには、港集落の社会がどのような性格的変遷を経てきたかを、成員としての個々の家の盛衰から見てゆかねばならない。しかしながら、このような資料は容易に得られず、また、これを現状に即して分析するためには綿密

な社会調査を試みる必要がある。したがって、筆者の試みはまだその緒についたばかりであるが、一端を報告して教示を得たい。

資料として用いたのは、会津若松図書館蔵「塩川民家系図」六巻である。これは明治一〇（一八七七）年から約一〇年間を費して、久しく同地に居住し穀物商を営んだ北村金三郎氏が調査記録したものである。内容はかつて塩川に居住したことのある家系約四〇〇戸について、その系図を調査し、絶家したものや移住先を知ることの出来たものをも網羅してある。絶家については伝承や寺に残された位牌などを手がかりとしているので、一代のみ居住した家などは洩れている可能性もあるが、数代以上在住した家については、かなり明らかになっていると思われる。今回はその資料のうち、明治一〇―二〇年の間に塩川に居住した約一四〇戸のみを対象とし、それらがいつの時代に來住したかをもって近世の塩川の変遷をさぐる手がかりとした。また、この家系が現在（一九七〇年代）どうなっているかによって、近代の塩川の状態を判定しようとした。この資料を補うものとして、文政年間の町並図と明治廿六（一八九三）年の地籍図とが利用できた。その他『塩川町史』<sup>3</sup>等があるが、今回は地元文書のうち福島県立図書館に移された資料は、一部分のみしか利用できなかった<sup>4</sup>のが残念である。なお、塩川町教育委員会及び下別府在住の山口謙吉氏から、資料の閲覧並びに調査の便宜を与えられたことを記して感謝の意を表す。

## 二、河港としての塩川の発達

塩川は第一図に示すように、阿賀川上流会津盆地のほぼ中央に位置し、日橋川と大塩川との合流点を占め、阿賀川水系可航水路の最上端にある。その位置は、北は喜多方方面、南は若松方面、東は猪苗代から須賀川及び二本松方面の

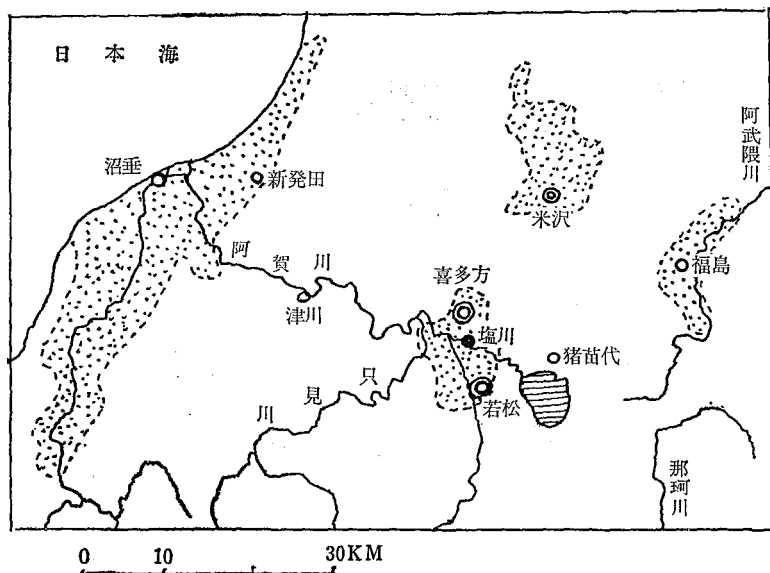


図1 塩川的位置（黒丸は塩川，梨地は平坦地を示す）

中通り地帯への、物資の集散地として適当な場所であり、中世末期の芦名氏の支城であった浜崎城に接する集落として発達した<sup>5)</sup>。したがって、初期の塩川市街の居住者では、芦名氏やそのあとの支配者であった蒲生氏の家臣が地侍化した人びとが有力者となった。市街としては古町・仲町・新町が南から北に並び、南北に通ずる米沢街道にそって、表間口をほぼ等しくする町割が施されたようである。しかしながら、各宅地は屋敷として裏の方は土地の状況に応じた奥行をもち、間口の広狭は必ずしも面積、したがって富や権力の程度に対応しているようにはみえない。したがって、その町割は計画的開拓路村として行われたものではなく、単に間口のみを規制した市場的性格の町割である。この町割が、いつ、誰の手によって施行されたかは不明である。しかし、慶長一三（一六〇八）年に塩川に駅が設けられ、この通が金川通に代って米沢への表街道となったところを見ると、おそらく蒲生氏支

表1 塩川年表

	年	主要前期有力者姓氏
<p>1700</p> <p>享保一四 享保一三 享保一二 享保一一 宝曆四</p>	<p>阿賀川改修開始。 第二次定期市請願不成功。駒市停止。 阿賀川水運再開。 第三次開市請願失敗。 塩川大火百余戸焼失す。</p>	
<p>1600</p> <p>寛永六 慶長一三 慶長一六 天正一八 天正二〇</p>	<p>小田付市町割行わる 蒲生氏郷支配 熊倉市開始、塩川城代置かる。栗村氏塩川支配。 小荒井市三カ町に分割さる。塩川駅となる。 阿賀川水路改修。小荒井小田付市協調成る。 塩川鎮守駒形社現在地に移る。駒市奉行。 阿賀川水路第二次改修。 塩川駒市返上。翌年再興。 近江屋塩川に居住。 栗村氏最上川通船を視察。 塩川上方廻米積出開始。 阿賀川通船地震の為閉鎖。 塩川市立請願不成功</p>	<p>栗村氏(地侍出身) 郷頭・検断 一重氏(右) 同 塩川氏(右) 同 長沢氏(近村肝煎) 大堀氏(右) 同 津田氏(右) 同 鈴木氏(右) 同 深田氏(近江商人) 齋藤氏(右) 同</p>

表

1900	1800
<p>宝曆一一 昭和五 天明七 寛政二 文化元 文化九 文化一〇 文政五 文政七 天保一三 嘉永四 明治一〇 明治二〇 明治二一 明治三二 大正三</p>	<p>宝曆一一 昭和五 天明七 寛政二 文化元 文化九 文化一〇 文政五 文政七 天保一三 嘉永四 明治一〇 明治二〇 明治二一 明治三二 大正三</p>
<p>塩川郷頭栗村氏絶家。第四次開市請願却下。 阿賀川水運再開。海野氏経営す。 塩川船大工猪苗代通船を建造す。 塩川戸数百七十六戸、人口一千人。 塩川船頭条目定まる。 塩川に暮の詰市あり。 東栗村(分家)回米船預りとなる。 塩川商人相場取合法制定。 金毘羅社勧請。 塩川百七十四戸 九百八十二人。 塩川鳥瞰図成る。 塩川大火。七三戸焼失。再び一八戸焼失。 阿賀川水路沼垂まで直通となる。 塩川戸数二百三十戸、人口一千二百二人。 大寺街道・米沢街道改修成る。塩川大火。 塩川大火。塩川製糸工場開設 岩越鉄道若松まで開通。 岩越線全通。阿賀川水運完全に停止。</p>	<p>一重氏(地侍出身) 栗村氏(奈良屋系分家) 齋藤氏(近江商人傍系分家) 山口氏(齋藤一族傍系) 五十嵐氏(穀物商) 角田氏(右同) 真壁氏(右同) 穴沢氏(近村肝煎) 大久保氏? 秋山氏? 北村氏(穀物商) 伊藤氏? 佐藤氏?</p>

配の時代に町割の基本が定められたと思われる。同じ年に今の喜多方市街の中核としての小荒井市が、上中下の三町に分割され、ここにも町割が施されていることも、塩川市街の町割の起原を考える上で傍証とすることができよう。

もっともより古い時代のものとして小田付市の町割が天正一〇年になされたという例もある(6)。

武士出身者のほかには、地元農村の有力者である肝煎層と上方から来住した近江商人があり、それに大坂陣の落武

者などが加わって、塩川の住民が成立した。その主要な家名を第一表に示す。かくして成立した塩川は、それから約八〇年後に会津藩の上方廻米の積出港として正式に河港としての第一歩を踏出す。このとき、藩の意向をうけてその運営に当たったのは、地侍出身の土地の有力者栗村氏で、鎮守の駒形神社と菩提寺阿弥陀寺との前面に広大な間口四戸分の屋敷をかまえ、町検断と塩川郷頭をも兼ねて勢威をふるった。

ところが開港後約一〇年の元禄一〇（一六九七）年に大地震があり、阿賀川の峡谷壁が崩れて水路が不通となった。これは約三〇年後の享保一四（一七二九）年に再開されたけれども、一部舟航困難のために途中陸揚げして馬に積替えねばならず、したがって下り荷はともかく上せ荷の大半は野沢で陸揚げした後は、引つづいて陸送によって直接若松・高田・喜多方などに送られる貨物が多かった。このため塩川は河港としての繁栄はさほど顕著とはいえなかったようである。しかし、寛政二（一七九〇）年には「塩川船頭条目」が制定され、それから約二〇年後の文化九（一八一二）年には「相場取合法」が定められて、この地で米相場が立つようになった。これらからみれば、廻米積出港としての意義はかなり強固で、資料によれば、年間約五〇、〇〇〇俵前後が上方廻米として、西廻海運によって大坂に送られていた。

塩川の河港機能が振わなかったのは、一つは前述したような河道の災害にもとづくが、『塩川町史』の記述からみると、この時期までの地元有力者たちが、新しい交通体系の整備としての、藩による廻米の積出や塩その他の移入物資の取引によって地元を発展させることよりも、中世末期以来の市場取引の手数料による土地の繁栄を求め、従来の定期市場である小田付・小荒井の市と競争し、開市の権利を得るため度々訴訟をおこしたことにあるようである。このため前後約一〇〇年にわたり、四回の訴訟がおこされたが、いずれも塩川の敗訴に終り、その経費損失は莫大な

ものであったと考えられる。また、栗村本家が塩川の行政的支配権を独占して世代を重ねた結果として、政治的腐敗のため行政も不振をまねいた。これらの事情から、会津藩も在来の地元有力者をしだいに忌避するようになり、廻米その他の権利を他地の者に与えるようになったため、塩川の河港機能が充分に発揮できないでしまったのではないかと考えられる。この点は、事柄が入組んで説明がわずらわしいばかりでなく、本筋からもはなれるので詳しくは文献(8)を参照していただくことにし、本稿では省略しておく。

明治二六年の市街地町割図をベースとし、近世前期に有力町人層となった、元祿以前からの住民家系を記入して第2図を得た(省略。第4図参照)。これによれば、河港には生まれた古町と、陸路で米沢・猪苗代・喜多方の三方に通ずる新町とに、比較的古い家系が集まっていることがよみとれる。この陸路のうち猪苗代に通ずる道は、猪苗代湖の水運を利用して白河方面を経由する江戸廻米の輸送に使用された。ここに八組の村々から約二四、〇〇〇俵の米が集められ、塩川から代田組稻荷原にあった藩の倉庫に収納され、そこから湖上運送により江戸に出荷するという方法がとられた。したがって、塩川は水路及び陸路ともに廻米輸送の基点に当たっていたわけである。

この当時の塩川市街と河港との位置関係を第3図に示す。古くは市街の北に姥堂川が流れていたが、この河道が北に遷った天明年間から、その河原を埋立てて宅地化し、そこに屋敷を割って新丁が成立した。これは寛政四(一七九二)年に検地を受けたが、後に大塩街道に沿う竹屋町と米沢街道に沿った米沢町に分れる。したがって、この二町には旧家である元祿以前からの家系は存在しない。ただし、一部の旧家が古町や仲町からここに移ったが、それらは極めて限られ、多くは旧来の市街の旧家から次三男や奉公人が分家したり、新来者が住みついて成立した町である。

大塩川の下流は扇状地の末端で湧水があり、水量が一定して緩やかに流れている。したがって、水量は多いが急流

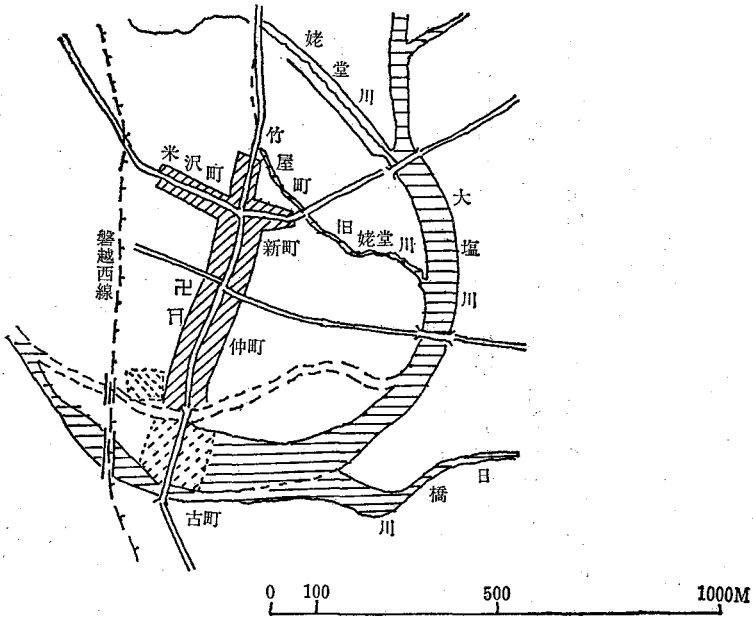


図3 塩川と河道の変遷

で河床の変動しやすい日橋川にくらべると、河港を設けるには大塩川の方が適していた。そこでもっとも早く成立した古町では、西河川の合流点を占居して、天候や河況の条件に応じて、二つの川のうち都合のよい方を利用してしたが、廻米河港として藩が指定したのは大塩川の方で、古町の対岸仲町の西側の弘法清水の傍らにあり、ここに藩の廻米事務所や米穀倉庫群が建てられていたという。これは仲町に廻米問屋としての栗村家が位置していたことによるもので、かつて当時としては巨大な廻米船用の修理ドックも設けられていた。従って舟大工の作業所などや、陸揚用の上せ荷の倉庫などもこの付近に存在したものと思われるが、それらの配置などについての詳細は明らかでない。

### 三、近世後期以後の塩川市街

さきの、近世後期文政七（一八二四）年まで続い旧



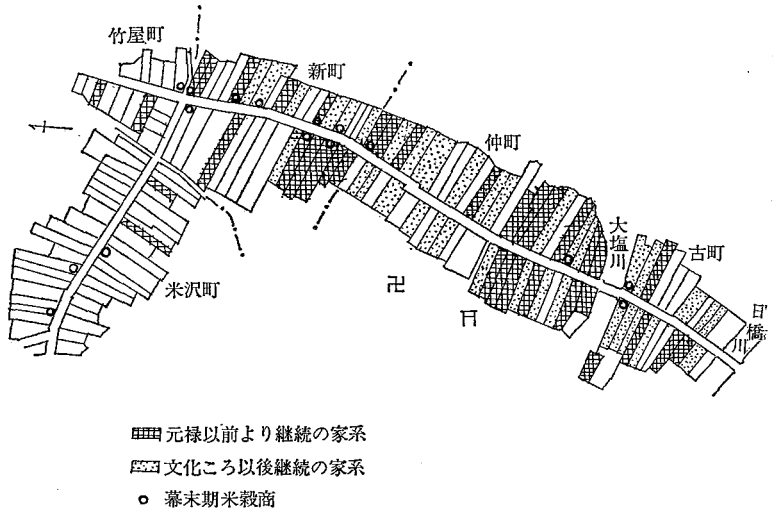


図 4 塩川町割図による新旧家系分布

た家の分布図と、それから約六〇年後の明治一〇（一八七七）年にも、依然として元禄以前から継続維持されてきた家系とを対比してみる（図 4）この図で濃いハッチをつけたのが元禄以前から引つずいて存在した家であり、淡色で示したのが、さきの文政年間に存在して明治一〇年代まで維持された家である。白いままとしたのは、それ以後に変動のあった家系で、全体としてはやはり旧家は古町と新町とに集まり、仲町その他に少ない状態には変りがない。そして、○印を付したのは慶応三（一八六七）年に結成された穀問屋仲間に加わっている家である。この印のついた家が、さきの河港付近と新町十字路との二地区に集まっていることが明らかである。ことに、当時塩川の富を二分するといわれた大津屋八右衛門と中島屋三九郎とが、共に北方の新町十字路沿いに位置していたことは象徴的である。すなわち、はじめ開設された市街地では、近世前期には河港付近に集まっていた旧家の有力者層が、近世後期になると、陸路江戸廻米の輸送基地である新町十字路付近の新興商人群に、塩川の経済的実権をゆずり

渡した状態であることがわかる。それはまた同時に、塩川が鉄道交通発達前の内陸水運の発達最盛期にもかかわらず、すでに河港としての性格よりも陸運基地的性格を強めていたことをも意味した。

いま一つ、このように当時の経済状況が水運よりも陸運に傾いていたことの現れをあげよう。塩川から大塩川を渡って大寺に出て猪苗代方面に通ずる大寺街道の工事が、明治二〇年に完成して米の馬車による東への輸送の便が加わった。これによって塩川の上流まで引船で日橋川を溯り、猪苗代行きを最終的に陸揚げする河岸として活動していた金橋が衰滅してしまう。また、同時に会津盆地北部の米を引船で輸送し、押切川を溯って陸送させる基地として発展しつつあった大木河岸も衰退してしまった。つまり、内陸輸送は河川の制約上どこかで馬か車に積替えねばならないのだが、貨物量の増大に伴ってその中継点は一時的に繁栄する。しかし、より貨物が増加すると積替えのための包装変換や移動労力が大きくなって経費の増加、貨物の破損・滅失をまねき、差引収支があわなくなって陸上の付通し輸送が有利となる時点が現われてくる。河港であった塩川の性格の変化が、ちょうどこの時点に相当するのではないだろうか。米穀その他の塩川における水上・陸上の取扱量が明らかにになると、この事がより確かになるのではないかと思われるが、まだ、この種の資料を入手していない。しかしながら、明治になって藩による上方廻米が行なわれなくなり、主として民間取引による米の輸送が中心となったことを考えると、上方向け廻米の必要性は大いに減じたにちがいないので、それを使命とした河港としての塩川の地位は相対的に低下したと思われる。これからみれば、塩川が完全な阿賀川水運の終端河港としての機能を果したのは、嘉永四（一八五一）年の廻米船の沼垂直航下船が行われるようになってからの、約一〇年間で限度であったとみられる。この間に新旧家系の繁栄交代現象が認められ、明治一〇—二〇年代の塩川の有力な家系の姓氏をみると、近世中期のそれと共通するものはいちじるしく少ない。また、

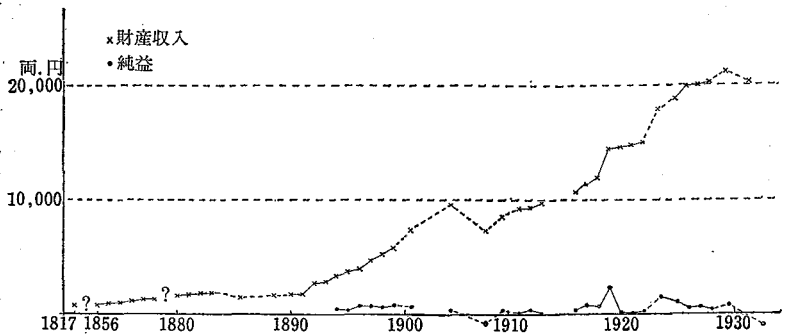


図 6 塩一商家の経営内容 (塩川古町吉田屋大福帳による)

共通する姓氏であっても系統としては直系ではなく、分家筋となっている場合が大半を占める。すなわち、この時期に経済的地位における本分家の上下関係が変化し、社会的には旧家に対する新来者の優位があらわれてくる。

第5図(省略)はさきの文政もしくはそれ以前から昭和五〇(一九七五)年まで継続していた家系の分布で、黒丸を付けたのは特に元祿以前の旧家を示す。これら旧家はさきに記したように塩川市街の二つの核地域に集まっているが、その大部分は地侍の系統よりも近江商人などとして来住した家の子孫であること、また、地方政治など権力にかかわることをせず、商業一途で生きぬいた家が残っていることなどに注目することができるであろう。

塩川は上記のように米穀積出港として発達し、その穀物集散地としての位置を利用して発展してきたのであるが、近世末には「諸品小荒井」とむらい坂下、金は塩川」と諺にもなったように、米穀商から転じた金融業者が増加している。

諸品小荒井とは日限市の開かれて商品の集まる喜多方をさし、葬式は坂下というのは諸宗寺院の多いことを述べたものである。この点で城下町若松に劣らぬ財力を誇った塩川の発展がうかがわれるのであるが、その変遷を代表する経営の事例として、古町屈指の豪商であった旧家齋藤氏の一族としての、山口家の文化以来の財産目録ならびに年末計算による純益高のグラフを第6図に示

す。これによって近世後期から近代を通ずる塩川の商業情勢の一端がうかがわれると思う。

資料としたのは、山口謙吉家の大福帳であつて、最初のものは文化一四（一八一七）年の一冊で、当時この家は呉服商であり衣類（無地）・柄物・穀物の三つに分類して資産が記録され、総計七四〇両二分であつた。家屋・土地等の不動産については記載されていない。これに次ぐ資料はしばらく欠けて、安政三（一八五六）年となる。この帳面には最初に「店下家例年々正月十日定日之事」と記されており、この時代から財産調べが家例として規定されるようになったことが明らかである。当時も商売としては呉服物であり、衣類三六両余、柄物一〇両余、穀物六両余となつて資産の大半は商品と食糧品の備蓄とから成つていた。この地方が東北日本の一般農村と同じく、冬期春期の食糧備蓄を重視しなければならなかつた事情が、この資産目録からうかがわれ、同時に呉服・衣類の大半が実用的な無地の衣類であつたこともわかる。

安政五年の決算では動的資産が九六九両余に増大する。その縮高の後に次のように記載されていることは興味深い。

「近年質商も増し候ニ付き、近年入方ハ増シ候事且著シ。病人物入モナシ。」

これによれば、当時既に質商を兼ねており、安政三年に七五一両だつた資産が三年で一八両と元高に対して一五%の増加を示していることから、この商売が有利であつたことがうかがわれる。また、財産消耗の大きな理由が病氣と物入すなわち冠婚葬祭といった儀礼であることもうかがうことができる。さらに翌々年にも次のように記載されている。

「近年両質甚だ多く、商人質も少々候。小質は増長シ値も不足の事。」

言葉は明らかでないが、両質というのは銭で借りる少額の質でなくて、対価が両であるような金建の多額の質を意味するようである。商人質は資金を融通してもらうための手形をさすもののようにである。小質は銭を借りる通常の質草によるものことらしい。このため山口家の資産はどんどん増大して、明治元（一八六八）年には既に安政三年に対し倍増の形をとっている。しかしながら、明治三年に一九〇三兩と上昇した資産も翌年には三〇兩を減じた。そのメモには次のように当主の筆が記されている。

「当年僕婚礼、妹嫁ニ出シなにて金員は過分費シ、当年出火ニテ入費過分。」

これまで年間八〇—一〇〇兩の割合で増加していた資産が三〇兩の減を示しているのであるから、実際の収入減は一〇—一三〇兩程度に及んだとみられ、さきに記したように、一般商家にとって冠婚葬祭と病氣火災などが大きな打撃となったことがうかがわれる。

明治一七、二〇年については、いわゆる松方財政で経済変動が大きかったためか、四カ年の平均が記載されており、前回の極大資産を示す明治三年にくらべて四二〇兩の減となっている。そのメモには、

「前文ノ通、明治一七年以降、実ニ社会ノ不景氣にや多分不融通金も出来、且又世間交通次第ニ開ケ其出費多分ニシテ利徳ハ薄ク、自身明治一五年以降胃弱之病ニヨリ、又明治二十年四月仲町出火云々」

とあって、不景氣と共に病氣・火災が家計に与えた打撃が無視できないものであることを裏書きしている。

山口家は他の塩川の商家と同様に、このころまで自家に多少の耕地をもち、食物の自給や商品農産物の生産をも行っていたらしい。そして農耕面は主として老人の仕事であったと思われる。

それは、明治二三年の帳面に次の記載があることからうかがうことができる。この年の資産額は一九八六円余であ

るが、内訳に母上より五〇〇円譲受ケと記され、別に次の言葉が記されている。

「五年六年以来ハ母上より数度譲受金致候。故ハ家政改革シテ養蚕ノ如キハ渾テ稼手ニ利益トシテ母ノ手元ニ任セ云々」

従つて山口家は当事まで母の指揮による養蚕を兼ねて行つていたわけで、家計上農業収入も商業収入も一括して資産とされていたらしい。それをこの時期に分離したわけである。これが当時の日本に進行していた資本主義化の波によつて刺激されたものか、それとも発主一人の才覚によるものであつたかは不明であるが、結果としてそのような旧式経営からの離脱は好結果をもたらした。そして明治四〇年代からは、近代的な出納記録と資産台帳になつた財産明細が明らかになってくる。この間に、明治三〇年代に土蔵を新築して財産増も着々進行する。このころは衣類商は止めて質商・金融を主とし、土地の集積が強化されるという不在地主型に近づきつつあつた。

塩川としては、前記のように陸上交通の発達と、その裏としての水運の相対的比重低下がみられる。しかも、山口家メモにあるように明治二〇年には大火で全町の1/3が失われ、二一年には塩川に製糸工場が建てられて、工業化の方向が現れる。山口家が当時養蚕にかなり熱を入れたのも、こうした地域の傾向を反映するものであつた。また、このころ米穀取引は地方経済金融界をリードするもので、その業者は極めて勢力を振つたらしい。当時の塩川の戸数は二百数十戸で、この地方第一の商業地とされた。明治二四（一八九一）年日本鉄道が青森まで開通し、三四年には岩越鉄道が若松まで通じた。しかしなお、阿賀川水運による新潟への米輸送は行われていた。三七年岩越線が塩川經由喜多方まで輸送を開始している。

## 四、ま と め

大正期以後山口家は当主が代替りすると共に、米穀・質商から酒造質商に転換する。大正中期のメモにはこうある。

「大正八年度ハ実ニ最高景氣時代ニテ、米価ノ如キ四斗入一呎二〇円ヲ呼ビ農作業手間ノ如キ一人一円五〇銭ト法外ノ高値ニテ村ハ非常ノ好況ナリシ爲、町家モ共ニ金融澎湃トシテ人心奢移ニ流シ、其停止スル処ヲ知ラサリシモ、大正九年一石七円五〇銭ト急落スルニ及ビ不景氣甚ダシク云々」

と、この間の経緯を簡明に記している。そして純益そのものは確かに大正七年の十分の一程度に低下するが、資産そのものは着実に昭和初年まで増加してゆく。そして昭和初期の世界的恐慌から酒造を廃して酒小売に転ずる。

多くの塩川の旧家を見ると、昭和時代まで存続しえたものは、おそらくみなこのように、旧習にならず時代の変化に応じて経営内容を新らしく転換していった家系であるように思われる。その点では、近世前期にみられたような、武士の系統を誇ったり、行政的權威に安住していた家系は、商業の發展と共に地域社会から脱落して絶家したり移転してゆく。これは世間に対する在来の地位に相応した体面とか、親族その他の關係としてのゆきがかりによって、俄かに生活全般を改めがたいために、財産を失ない、地位としても没落してしまふためと考えられる。逆にそうした行きがかりの体面にこだわらない新興の家系が、分家や新来者に多く認められることになるのであろう。

要するに、これら家系を資料とすることによって、外形上からの集落の空間的發達過程と、内容上の地域社会住民の永続的な生活の存在とは、必ずしも一致しないばかりか、逆の關係にある場合もあることが知られた。そうして

後者が認められない場合に、住民のもつ地域社会の衰微感は一きわ強いものがあるのではなからうか。

註および参考文献

- (1) 柳田国男(一九三五) 史学と世相解説 定本柳田国男集二四卷 一一二頁
- (2) 菊地利夫(一九七七) 歴史地理学方法論一四六一一五八頁
- (3) 塩川町史編纂委員会(一九六六) 塩川町史
- (4) 福島県(一九 ) 福島県史史料篇会津藩 五八三～五八四頁
- (5) 「当村之儀往古者七宮何某居城之由古壘ハ勿論町名共ニ地字サニ在之候。今唱候古町中町新町新丁是皆居城城町場ニ仍而也其子孫相統天正年中塩川伯耆守と申三千騎之軍勢ニ而大坂江御加勢候段太閤記ニ相顕罷在候。其後蒲生様御代ニ当村四郎左衛門と申者ニ山ノ郡大割元当駅江被仰付万端御用之筋相違罷在候。夫より加藤様御代ニ而守岡主馬様当駅江御出役被為成諸事御取立物ハ勿論山之郡(耶麻郡)在々賞罪ともニ被行罪人者於当所ニ市中咎ニ依而日並被晒為行候。則御仕置場も在之候。」(文化四年十月塩川村見世店につき願)
- (6) 古田悦造(一九七九) 市場町の土地所有形態について 福島県喜多方市小田付を中心として―歴史地理学会々報一〇二号 一三頁
- (7) 「御当国ニ御通船舟着と申ハ津川同様ニ在之、定市場之儀仕来リニ御座候。且者終市ニ詰市と唱ひ十二月晦日御城下ヲ始北方筋ハ勿論遠近之商人群集仕是皆往古より定市之仕来ニ而且又義倉御取行之始も当村之儀ハ小田付小荒井両村江較候而も増納ニ御座候当村相納候穀塩酒造ヲ始諸品之溜銭壹ケ年ニ貳百貳拾六兩貳分錢五百貫文余年々上納仕候四年以前子年御代官長井藤藏様御勤中一流へ歩懸ケ被仰付候ニ市場ハ五厘増駅場ハ壹分之増と被仰付候処当村之儀ハ古例之常市于今少茂不抑民用無余儀場所ニて不心成往古之通常市之次第申達候得ハ早速御達被下置仕来候以古例当村ニ限り市場同様五厘増ニ被仰付是皆左ニ言上仕候通舟着之儀津川同様と申常市場ニ御座候故尤日之無定咎人晒被仰付候義ハ古来之姿と奉存候。」(前掲(5)ニ同シ)
- (8) 前掲(3)



(9) 高合七百七拾式石式斗余

一、惣人数九百三拾式人

二、家数百六拾九軒

内

拾壹軒

百姓一通り之者

百拾七軒

商重ニ而纔計田畑耕作之者

三拾三軒

水吞

八軒

検断肝煎寺山臥医者

(文化四年十月塩川村見世店につき願)